

第三十三回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 会議録 第四号

昭和三十四年十一月十九日(木曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 村瀬 宣親君

理事 小坂善太郎君 理事 西村 英一君

理事 平野 三郎君 理事 岡 良一君

理事 岡本 隆一君 理事 原 茂君

秋田 大助君 天野 公義君

木倉和一郎君 小平 久雄君

橋本 正之君 細田 義安君

出席国務大臣 中曾根康弘君

出席政府委員 横山 フク君

科学技術政務次官 横山 フク君

総理府事務官 原田 久君

(科学技術庁長官官房長) 佐々木義武君

総理府事務官 佐々木義武君

(科学技術庁長官官房長) 法貴 四郎君

総理府技術官 法貴 四郎君

(科学技術庁長官官房長) 有澤 廣巳君

委員外の出席者 有澤 廣巳君

原子力委員会委員 高橋幸三郎君

参考人 高橋幸三郎君

(原子燃料公社理事長) 高橋幸三郎君

本日(内閣提出第二八号)

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案

(内閣提出第二八号)

○村瀬委員長 これより会議を開きます。核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案を議題といたします。

○村瀬委員長 この際、参考人出席要求の件についてお諮りいたします。すなわち、核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案について、本日、原子燃料公社理事長高橋幸三郎君を参考人と決定し、その意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○村瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○村瀬委員長 直ちに質疑に入りま

す。質疑の通告がありますので、これを許します。岡良一君。

○岡委員 私は、この法案に関連いたしまして、いよいよ日本が核燃料物質等を外国から受け取りました場合、これをいかに管理するかという問題について、先般の中曾根原子力委員長の御答弁によっても、問題の原則的な立場

をいたした。きわめてあいまいな感じをいたしました。そこで、燃料公社の高橋理事長にもお出ましを願って、受け取った核燃料物質の管理について、この際、はっきりとした御方針を承りたいと思います。

そこで、まず、有澤先生にお伺いをいたしますが、御存じのように、原子

力基本法に基づきまして原子燃料公社が発足いたしました。私もこの燃料公社を発足せしめたゆえには、何と申しまして、核燃料物質という

ようなものは、きわめて大きなエネルギーをわれわれが手にすることのできる非常に重大なものである。この

ので、やはり、国の経済の計画化という観点からいたしまして、これは民間の所有、管理にゆだねない

で、あくまでも公共的な管理の方式をとるべきである、こういうこと、ある

いは、放射能の障害がきわめて大きいことも予想されますので、そういう場合には、必然的に、やはり国家として

の補償というようにも考えてこなければならぬ。その場合に核燃料物質が民間の会社によって自由にされる

というふうなことになる。この点については、国家補償という場合においても、

なろうか、同時に、また、原子燃料は、各国におきましては、いわゆる軍事的な利用という形において取り扱

れておりますので、基本法に基づいて、いわゆる平和の目的に限ってわが

国が原子力の研究、開発を進めるという立場からいたしまして、これを民間の手にゆだねてしまおうということは当然考えられないことである、大体こう

いうふうな気持ちからいたしまして、燃料公社を発足させ、核燃料物質等は公共の管理という形をとったのでござい

ます。私は、この燃料物質は、そういう意味からいって、あくまでも燃料公社によって管理するべきもので

ある、こういうふうに考えておるのでございまして、この点についての御所

見を承りたいと思います。

○有澤説明員 岡委員から質問のありました核燃料物質の国家管理のことでございまして、これは委員会におきま

しても、だいたい前から国家管理の方針をきめております。そして、たしか昨

年の十月ごろでしたか、閣議におきましてもその原則が了承されてお

す。そして、それ以後は、これを改め

てはおりません。その趣旨は、今、岡委員がお述べになりましたと同様の趣旨でござい

ます。

○岡委員 今の御答弁でござい

ます。が、昨年の四月四日に原子力委員会は、「核燃料物質の所有方式について」と

いう項目で、次のような決定を下されております。すなわち、第一には、「核

燃料物質は、しばらくの間は原則として民間にその所有を認めないこと。」「

「しばらくの間は」という、いわば前提があるわけですね。従って、その第二項

においては、「ただし、内外における諸条件が整うに従い、民間の所有を考慮すること。」「

「このようにすることになつてお

ります。今、お答えの十月十四日の閣議了承は、次のようになっており

ます。すなわち、当時の科学技術庁長官並びに原子力委員長を兼ねてお

られた三木国務大臣は、当日の閣議にお

いて、「核燃料物質については、内外に

おける諸条件が整うに従って民間の所

有を考慮するも、暫くの間は原則とし

て国又は公社の所有とするよう措置す

る方針である旨、見解を統一したい。」

このようにございまして、この趣旨が閣議の了承という

ことに相なつておるわけ

でございます。従って、双方とも、しば

らくの間は、しかも、内外における諸

条件が整えば民間の所有を考慮するとい

うことになつておるわけ

でございます。私は、この

ような条件を、もっと

具体的に、しからば、一

体いつまでか、また、内外に

おける諸条件が整う

というところでこれが民間の所有になり

得るとすれば、内外に

おける諸条件と

は一体どういふもの

か、こういう点を

明らかにしたいと思

うわけ

です。

なければならぬのでございますが、何分にも、この数年間というものは、核燃料物質、特に天然ウラン関係のものは条件の変動が非常に大きく動いておきますので、それを見きわめた上で、国家の管理の形態をもはっきりさせたい、こういう考えを持っておるわけでございます。それでありまして、民間の所有を考慮するも、暫くの間」という、その「暫くの間」といいますのは、わが国におきましていよいよ現実天然ウランを購入するといふような時期はまだ二、三年、少なくとも三、四年後でございますので、その間によく世界内外の事情を見きわめまして、決定を下したいと思っております。しかし、今のところは国家管理の原則は依然として堅持しておる、こういうことでございます。

○岡委員 その公共的な管理あるいは国家の管理にすべきであるということ、これが打ち出されましたのは、さきにも申し述べましたように、核燃料物質等は各国において、いわゆる軍事利用に供せられておる、しかし、日本は基本法によって平和利用にのみ限定されておる、こういうことが、やはり公共管理、国家管理という思想、また方針を生み出しておる大きな原動力である。そういったしますと、たとえば、天然ウランは、むしろそのワケに入るもの、私は思います。なるほど、ウランの供給がある程度過剰になり、商業ベースで自由に入手ができる、いたしまして、天然ウランは、やはりプルトニウムを生産する重要な核燃料物質であることは、御存じの通りであります。従いまして、われわれがこれらを公共の管理、国家の管理とする方針を堅持す

べきであるという理由が、軍事利用を禁ずるということにあります以上、天然ウランといえども、当然公共的、国家的な管理のもとに置かねばなるまいと思ひます。

しかし、このことはさておきまして、中曾根委員長にこの際お尋ねをいたします。先般は、法律もまだ十分読んでおられないからということで御答弁もはつきりとされなかったもので、きょうは燃料公社の理事長、有澤原子力委員にもお出まし願ったのですが、さて、いよいよ相手国から受け取った燃料をどう処置するかというのを明確にしておきたいと思ひます。そこで、燃料公社法を私どもが審議いたしましたときに、こういう発言が議事録に載っております。昭和三十一年三月十七日の科学技術振興対策特別委員会において、前田正男委員はこういうふうな質問をしておられます。「この法文から見ると、それは独占的にやるといふことは何も書いてない。そこで、政府が将来そういう法案を作られて認可せられるときには、これを担当される大臣としては、この公社にそういう独占権を与えられる方針で、おるか」といふことを明瞭にしないことには、これは公社にする必要はないと思ひますが、この際、明瞭な御答弁を願ひたいと思ひます。こういうこととす。要するに、燃料は燃料公社が独占的に管理するということ、明確にしない限りは、公社を作る意味はないではないかという趣旨の御質問でございます。これに對しまして、当時の原子力委員長であった正力国務大臣は、「仰せの通り、燃料公社は非常に重大なる仕事をやる、ところであります

から、従つて、実質的ににおいては独占的にやるつもりでおります。こうはつきり答えておられるわけでございます。私も、これは、こういう御発言を体して公社法には賛成をいたしました。私も、このことは、重ねて委員会の末尾において特に念を押して、当局からもそのような趣旨の答弁を得ておるのでございませう。こういう形で、手野党を通じて、公社に對しては管理に独占権を与うべきであるということが強く主張され、当時の原子力委員長も明確にその旨を御答弁になつて、そこで燃料公社法というものが発足したしておるのでございませう。そういうことでございませうから、私は、やはり、少なくとも燃料公社法そのものは、先般お尋ねをいたしました原子力基本法にいうところの、いわゆる第五章「核燃料物質の管理」、この第十二条において、「核燃料物質を生産し、云々」といふことで、要するに、生産と流通はすべて「別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない」といふことがあり、この管理を受け取つて燃料公社法が発足いたしました。従つて、「原子力燃料公社は、原子力基本法に基づき、云々」といふことが公社法の第一條に明確に示されております。そして第十九條には、一から七号までにわたつてこの公社の管理の内容といたものが法律で明示されておるわけでございます。これら一連のことは、私が先ほど述べましたように、当時の原子力委員長が、明らかに「燃料公社は非常に重大なる仕事をやる、ところでありますから、従つて、実質的ににおいては独占的にやるつもりでおります」といふ答弁されていることと一致するわけございませう。私は、そういう点で、少なくとも現段階においては、原子力基本法、燃料公社法の趣旨というものは、公社が独占的に扱うものである、こういうふうな考えでおるのでございませうが、その点についての御所見はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 燃料公社法を作りました当時は、一つは、この核燃料については外国からくるものがほとんど全部でありましたから、国際条約上のいろいろな責任が政府にあります。従つて、政府としては相当嚴重に監督して、國際的な責任を果たさなければならぬという点、第二は、燃料に關する安全保障の観点、つまり、技術的安全等から見て、國民に不必要な不安の念を与えないように万全の措置を講ずる必要がございました。それから、もう一つは、当時の國際マーケットの状況から見て、燃料が自由経済で流通するということは、当時の情勢としてはまだ考えられない当時の状態でありました。こういう状態から、公社のような機関に集中するといふことは方針として望ましい、そういう考え方で燃料公社というものができたのであります。しかし、それは原則としてそういう方針が当分の間望ましいという基本的な考え方であつたと思ひます。現在もその状態は續いておるだろうと私は思ひます。しかし、将来にわたつてどういふことであるかという点につきましては、國際条約上の観点、あるいは技術的安全に對する民間業者の習熟状態、技術的能力の向上の問題、あるいは燃料のマーケットの問題、そういういろいろな面を考えてみますと、まだ将来にわたつても決定的に規制するといふ方針を作るのはいかがかと思ひます。従いまして、将来のことは、まだ多少弾力的余地を残しておきつつ、現在の管理をなすだけ國家的規制のもとに置くように努力して参つたらいと思ひております。

○岡委員 今のような御趣旨でございますが、私が繰り返して申し上げますことは、公共的な管理に移すということ、たとい核燃料物質等がいかに商業ベースで自由に入手し得るとしても、平和目的に限定するといふ基本法の建前から、やはり自由に民間の手に流通をゆだねるということは、基本法の精神に顧みてもいけないことだ、こういう氣持で、私は、将来とも公共的な管理という線はくすすべきではないと思つておるわけでございます。この点、高橋理事長の御見解はいかがでございますか。今、中曾根委員長の御発言でございましたが、現在の燃料公社の理事長としては、どのような御見解を持っておられるか。

○高橋参考人 それでは私の考え方を申し上げます。一口に燃料の管理と申しますけれども、私は、そこに二つの考え方があつたと思ひます。一つは、つまり原子力というものを基準に考えまして、原子力に入れる前とあとと、こう二つの燃料の性格がありませう。その性格は著しく違つております。御承知の通りに、原子力に入れる前の金属ウランの例をとつてみますならば、これは何も危険というふうな性質の金属ではございませう。処理する方法も、探査から開発、探査、選鉱、製錬、成型、加工、検査、これは、一応みな一通り鉱業一般の日本の技術の面から見ても、そう変わった燃

料の性質のものじゃございません。ところが、一たんこれを成型、加工して燃料要素として原子炉に入れた場合は、そこに著しい変化が起こりまして、御承知の通り核分裂を起こしまして、いろいろの危険な放射線の物質が出て参ります。そこで、その物質は、これはあくまでも危険であり、また、いろいろな面で国際的にも問題が多いのでございまして、その燃料の管理は、あくまでもきわめて厳格な管理法が行なわれなければ、これは非常に憂い将来に残すものでありますから、その点については、もう皆さん御承知の通りと思はれますが、この天然ウランの場合におきましては、今日まで私どもは実際にいろいろな仕事をやっております。そして、ある程度まで日本の技術は非常に成長しつつあります。これをどう管理するか。その最初の鉱石から燃料要素としての金属ウランにまで至る過程の管理はどうするかという問題につきましては、これは基本法なり、公社法なり、あるいは規制法なりというものがございまして、それぞれの段階において、われわれは規制を受けつつ仕事を進めております。従って、公社としましては、その規制法の命ずるところによって忠実にそれを進めて、日本の原子力の技術の開発に貢献したいと、そういうふうに私は考えております。そこで、あとの原子炉に入つた以後の問題については、これは申すまでもなく、はっきりと公社法に独占の法文が出ております。その通りわれわれは将来に就いては、進んでおります。現在の私の考え方は、そういうことであります。

○岡委員 原子力局長にお尋ねいたします。現在、日本の民間の会社で原料物質の製錬、加工等について、すでに外国のメーカーその他の間に技術提携の許可がおりた会社はどれだけございますか。

○法費政府委員 技術的な問題でございまして、私から答弁させていただきます。

現在、国内メーカーで燃料関係で技術導入をいたしておりますのは、情報二、三ございまして、それは、公社の東海村の製錬所の関係の技術導入でございまして、これは、アメリカのウエリッヒという会社から技術導入をやっております。それから古河鉱業と住友金属がやはり情報の技術導入をやっております。古河鉱業はアメリカのカリテック社というところから情報の導入をやっております。住友金属は西独のデグサから情報の技術導入をやっております。いずれも乙種でございまして、

○岡委員 その技術導入の内容というのは、製錬から成型、加工にまでもわたるものでございまして、

○法費政府委員 加工技術は含まれておりませんで、製錬の段階まででございまして、

○岡委員 製錬の段階まで、こうして民間会社が技術提携をやっておりますという事実については、私は率直に申し上げまして、これは、やはり燃料公社が一本にやるべきものだと思います。と申しますのは、理事長のお話の、やはりこれが精製をされるということになれば、もう燃料物質として炉に挿入される一歩手前でございまして、また、

それを予定してのことだと私は考えるわけでございまして。従って、これは、やはり現段階においては公社が一本にすべきものである、こう考えますが、理事長のお考えはいかがでありますか。

○高橋参考人 製錬技術と申しまして、いろいろな種類がございまして、ことに精製の問題について今問題になっておりますが、アメリカ、イギリス、フランス等において現実にやられていて、熱を利用して還元をやるという方法が現実に行なわれて、今日の世界のウランの大半はそういう方法でできております。しかしながら、その経済性あるいは設備のコストの問題から見まして、私どもは、現にアメリカに担当者派遣して詳しくいろいろ調査した結果、日本の場合には違った方式の方が有利じゃないかという結論に達しました。その方法と申しますのは、もともとアメリカのオークリッジのナショナル・ラボラトリーで開発された仕事であります。その方法は、アメリカと日本とは国情が違いますが、われわれは金属ウランを作るときに六弗化ウランが主体でありますので、それをやるには、しかも、スケールとして日本のような国情に適するに、われわれはアメリカで実際にいろいろ研究されたものと違った方法の方がよるしいのじゃないだろうか、こういう観点のもとに、湿式法による——具体的にいえば、電解還元による方法でございまして、乾式とは趣を異にいたしております。そういう新しい方法を公社は導入いたしました、それを東

海村に今実施しているわけでございまして、結果はお聞き及びと思はれますが、大体良好でございまして、製品は近く原子力研究所の国産一号炉に使われることになっております。そういうわけで、まだほかにもいろいろいい方法があるには違ひありませんが、また、今後新たに研究される方法もありましようが、われわれとしましては、当時最も日本的に適當と思われた方法を導入して、現にそれが製品まで出しつつある現状でございまして、

○岡委員 理事長としては御答弁になかなか御苦しみもあらうかと思はれますが、それは、たとえば、昨年度、三十三年度の補助金で、民間の会社に製錬、加工等についての補助金はどの程度、どこへ行なっていますか。

○法費政府委員 製錬に關しましては、昭和三十三年に補助金がいろいろ出ておりますが、一つは、日産化学に隣鉱石からのウラン抽出ということで出ております。——年次別に申し上げます、相当多数件数がございまして、どういうふうにいたしましたでしょうか。

○岡委員 何件あります。総額幾らですか。

○法費政府委員 日産化学に、隣鉱石からのウランの抽出ということで、二十九年度から三十三年度までにわたりまして補助金が出ております。それから、やはり隣鉱石を対象としてラサ工業というところに三十一年度、三十二年度補助金が出ております。それから、三十三年度には三菱金属製錬に低品位ウランの有機溶媒抽出ということで補助金が出ております。それから、カルシウム還元に関しましては、三十年度と三十一年度にわたりまして

科研に補助金が出ております。それから、これは製錬そのものじゃございませんが、製錬に關係しまして、核燃料物質の精製に適した有機溶剤の研究ということで三十三年度と東芝に補助金が出ております。大略以上であります。

○岡委員 製錬について政府の方が補助金を出す。なるほど、日本はウラン資源に乏しいのでございまして、民間の知恵、能力を動員するという方法を私はまっとうから否定しようとは思いません。しかし、一方においては、少なくとも、内外の情勢に変化がない現在、やはり核燃料物質については、国の規制という方針で行こう、一方に於いては、この精製については、民間に補助金を出して奨励をするということになりますと、私は、原子力委員会の方針と、原子力局なり科学技術庁のやっておられることとの間には、事実において大きなずれがあるように感じられて仕方がございせん。原子力委員会御決定というものは、卑俗な言葉で言う、さるような御決定ではないかというのを感じますが、有澤原子力委員は前々からこの問題を扱っておられましたので、御所見を伺いたい。

○有澤説明員 燃料の製錬とか加工の問題でございまして、原子力燃料公社を中心として現在この開発を進めておることは事実でございまして、けれども、他方におきましては、今申し上げましたように、民間の方にもこの問題についての技術の培養ということをやっております。それが何か今の核燃料物質の国家的管理という原則と相いれない点があるのではないかと御

第二類第三号 科学技術振興対策特別委員会記録第四号 昭和三十四年十一月十九日

質問のように拝聴いたしました。燃料の製錬、加工につきましては、核燃料物質を国家の管理のもとに置きまして、これを委託加工あるいは製錬させるといふことも考えられます。現にもう規制法で、所有がかりに民間にあったとしても規制をされておるものであります。専売といひましようか、公社が全部これを管理するといひましても、公社の能力に余るものとか、あるいは能力以上の需要があるといふふうな場合も考えられます。この問題は、公社に投資をしてやるがいいか、民間に投資して開発をするがいいか、むずかしい問題がありますけれども、国家が管理をやるという方針でも、委託加工といふことは十分考える余地があるのではないかと思ひます。

そういふ技術の開発を準備していくという方針は、やはり促進しておいてよろしいのじゃないか、こういうふうな考えられます。今の技術導入につきましても、民間の方では乙種じゃなくして、むしろ甲種を技術導入したいという希望はかなり強いものがありました。けれども、それはまだ時期尚早ではないか、まず、民間では乙種の技術導入によつて十分研究を積んでもらうた方がいい、こういう方針で、技術導入についても、それから補助金の支出につきましても、考え方としては、そういう考え方になっておる次第でございます。

○岡委員 やはり法の建前、また、その法が成立した審議の過程から見ましても、ベストの方法は燃料公社がやるという方向が私は一番正しいと思ひます。しかし、民間の研究努力、研究能力をわれわれは否定するものでもございませぬ。そこで、改善の策とすれば、そのような補助金の配分、その補助金を要求せられる技術の問題等については、燃料公社がむしろ委託する、こういう筋を通すことが妥当だと私は思ひます。この点について、公社としてはいかがお考えでございますか。

○高橋参考人 原子燃料公社を大へん重く見ていただくということは、私非常に光榮に存じます。また、それだけの抱負は十分持つております。しかし、残念ながら、公社が創立後まだ三カ年しかたつておりません。その間、われわれのやりたいことは山ほどありまして、タイミングといふものを十分考えなければあぶなはちとらすになります。こので、まず、最初にわれわれの考えた重点是、国内資源の開発ということに重点を置きまして、公社創立直前から地質調査所のような機関が調査したことを引き受けまして、取るものも取りあへず、国内資源の開発に重点を置いて今日まで参つた次第でございます。

幸いにして、御承知の通り人形峠の鳥取県、岡山県、最近秋田県、山形県等、各方面にきわめて有望な徴候が現れております。これは、皆様方の非常な御支援、ことに、この特別委員会が非常に力を入れていただいたおかげだと感謝しております。同時に、粗製錬の問題につきましては、これはきまつた一定の世界的な方式というものがございませぬ。これは鉾石に依拠してそれぞれに適した方法を研究してやれば、性質のものがございまして、われわれは、まず、現在やつておるような人形峠の鉾石を中心とした、日本的な技術の開発ということに重点を置いてやつております。それから、その次の段階の精製につきますのは、先ほど申し上げました通り、これはわれわれ、すなわちアメリカの技術を導入しまして、それに日本的な条件を加味して、今技術はほぼ完成してあります。ですから、いつでも必要とあれば生産に入り得る態勢になつております。現在まで三年間、私どもはこれらのことに重点を置いて参りました。しかしながら、これで決して満足してゐるわけではございませぬが、あれもこれも持ち込まれても、そこにどうしてもわれわれの力の限度がございまして、ここに人的資源の問題につきましては、御承知の通り、今日は優秀な技術者を得ることはなかなか困難でございます。現に、ことしの応募成績を見ましても、はなはだ芳しくありません。その点においては、民間側は非常に力を持つております。これは長年の伝統もありますし、日本の国力はそういうところに大いに使われておりますから、やはり、もちはもち屋で、鉾山技術に関することは民間の力を借りなければ、われわれとしてはどうにもできない現状でございます。しかし、そんなことを言つてはおられませんから、皆さんの御援助によつてこれから大いに勉強して、りっぱにやつていきたいというのが私の信念であります。

○岡委員 だから、たとえば、委託研究をさせるというふうなことは、やはり燃料政策の重要な一環でございますから公社を通じてやる、あるいは公社とも十分な打ち合わせの上に進めていくという態度が原子力委員会としてとられておらない。これは、公社の本来の使命にはずれてゐるのではないかと私は思ふ。その点は、やはり理事長がもう少ししっかりしてもらわなければならぬ。それは何もかもやつて下されというのじゃないが、やはり筋は通すといふことです。と申しますのは、公社法の第一条に、「核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行ひ、」とあるわけでありまして、この文章について、当時科学技術特別委員会、自民党の小笠原が当局に対してこれを具体的に質問してゐる。効率的、総合的にやるといふのが、一体、それは具体的にどういふふうなことをやるのかはつきり書くべきじゃないかと質問しておられます。小笠原は、こう言つて聞いておられます。「政府委員の答弁は管理法があることを前提としての説明である。本法第一条の目的において、開発、生産及び管理を総合的にやうといふことについては、管理法を前提にしなければとれないと思う。その場合には部分的な総合だと思ふ。探鉱から製錬までは可能でありましよう。しかし、他の経営者がやることを何ら禁止しておらないのであります。他の多数の経営者の存立を認めながら、なおかつ総合的にやうといふことを書いてある以上、それを確保する規定がどこにあるかという純法律的に私は伺つておるのです。」こう小笠原さんが聞いてゐる。そのときに島村君は、こう答えてゐる。前は略しますが、「しかし、これは小笠原委員がよく御承知の通り入るものの法律でございまして、一手に行いますとか、あるいは独占をやりますとかいふような実体の規定は、実体法に譲るのが適当であらうという考え

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

的技術の開発ということに重点を置いてやつております。それから、その次の段階の精製につきますのは、先ほど申し上げました通り、これはわれわれ、すなわちアメリカの技術を導入しまして、それに日本的な条件を加味して、今技術はほぼ完成してあります。ですから、いつでも必要とあれば生産に入り得る態勢になつております。現在まで三年間、私どもはこれらのことに重点を置いて参りました。しかしながら、これで決して満足してゐるわけではございませぬが、あれもこれも持ち込まれても、そこにどうしてもわれわれの力の限度がございまして、ここに人的資源の問題につきましては、御承知の通り、今日は優秀な技術者を得ることはなかなか困難でございます。現に、ことしの応募成績を見ましても、はなはだ芳しくありません。その点においては、民間側は非常に力を持つております。これは長年の伝統もありますし、日本の国力はそういうところに大いに使われておりますから、やはり、もちはもち屋で、鉾山技術に関することは民間の力を借りなければ、われわれとしてはどうにもできない現状でございます。しかし、そんなことを言つてはおられませんから、皆さんの御援助によつてこれから大いに勉強して、りっぱにやつていきたいというのが私の信念であります。

○岡委員 だから、たとえば、委託研究をさせるというふうなことは、やはり燃料政策の重要な一環でございますから公社を通じてやる、あるいは公社とも十分な打ち合わせの上に進めていくという態度が原子力委員会としてとられておらない。これは、公社の本来の使命にはずれてゐるのではないかと私は思ふ。その点は、やはり理事長がもう少ししっかりしてもらわなければならぬ。それは何もかもやつて下されというのじゃないが、やはり筋は通すといふことです。と申しますのは、公社法の第一条に、「核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行ひ、」とあるわけでありまして、この文章について、当時科学技術特別委員会、自民党の小笠原が当局に対してこれを具体的に質問してゐる。効率的、総合的にやるといふのが、一体、それは具体的にどういふふうなことをやるのかはつきり書くべきじゃないかと質問しておられます。小笠原は、こう言つて聞いておられます。「政府委員の答弁は管理法があることを前提としての説明である。本法第一条の目的において、開発、生産及び管理を総合的にやうといふことについては、管理法を前提にしなければとれないと思う。その場合には部分的な総合だと思ふ。探鉱から製錬までは可能でありましよう。しかし、他の経営者がやることを何ら禁止しておらないのであります。他の多数の経営者の存立を認めながら、なおかつ総合的にやうといふことを書いてある以上、それを確保する規定がどこにあるかという純法律的に私は伺つておるのです。」こう小笠原さんが聞いてゐる。そのときに島村君は、こう答えてゐる。前は略しますが、「しかし、これは小笠原委員がよく御承知の通り入るものの法律でございまして、一手に行いますとか、あるいは独占をやりますとかいふような実体の規定は、実体法に譲るのが適当であらうという考え

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

から、さういふにいたしておるわけでございます。云々、こう答えてゐるのです。ですから、やはりこの補助金を出してどういふ技術導入をするのか、日本の燃料の開発上、総合的な観点から見て、効率的であるかどうかというふうな判断は公社がやらなければならぬといひましよう。かつての原子力委員会や原子力局が民間の経営に補助金を出して、その場合、公社はつんばじきにおられるといふことでは、公社法規定の総合的、効率的な燃料の管理といふことはできないじゃないかと思ひます。これは私は、高橋さんをとがめておるのじゃないが、やはり燃料の総合的、効率的な開発をやる燃料行政といふものも、そういう形で進めていくならば、そういう問題について、やはり公社を通すという原則をはつきり確立し、どうも公社が自分の力に余るから民間の委託研究にまかすといふようなことは、積極的におやりになつてもいいと思ふが、それにしても、法律の建前からは公社を通す。公社がつんばじきにおられて、一方で勝手に民間の経営者の方に補助金を出して燃料の製錬までもやらせ、被覆材料の研究までもやらせておるといふことならば、原子力の燃料という前提で技術的な開発をやつてゐることになる。これに対して燃料公社が全くつんばじきにおられるといふことは、私は、燃料公社としてのあり方から見ても、また、これは日本の原子力政策という根本の立場から見ても非常に不可解です。これは過ぎ去つたことではあります。この際、原子力委員長その他原子力委員会各位は、この点、十分留意せられて運営していただきたいとい

うことを希望いたします。

そこで、お聞きいたします。それは、コールダーホール改良型の天然ウランの燃料でございます。これは燃料公社が輸入を管理する建前で、現状はこの方針でいくということでございますが、燃料公社がおやりになることにあります。

○佐々木政府委員 技術上の問題のようでございますから、私からお答えいたします。原子力発電会社の燃料の、ただいまの契約の問題にからんでの御質問かと思いますが、三つの段階に分かれておりまして、一つはレター・オブ・インテンドという、燃料をごく確実に、量質ともに供給するというような契約、第二番目はヘッド・オブ・コントラクトという、もう少し中身の若干ある予約的な契約をしまして、最終的な本契約は、炉の運転される一年前、従って今後三年以後くらいに結ぶというふうな三段階の建前にたいてまなっております。そこで、先ほど岡先生からお話のありました閣議の了承事項あるいは原子力委員会の決定事項等から見て、英国から輸入する燃料は条約等の関係から見ても、公社あるいは国自体がこれを扱う契約の当事者になるのが当然じゃなからうか、その関連問題かと思ひます。そこで、お説のようにに公社がこれを扱うのは、その決定事項の精神から申しますと非常に妥当な措置ではありますけれども、さて、現実の問題はどうかと申しますと、炉の設計あるいは炉の性能を確実に確保するため、たとえば、三千メガワット・デーというものを確保するために、どうしても炉の設計、そういうものに最も熟達したものが研究したところ

でない、燃料そのものがはつきり確保できないというふうな関係がただいまの段階ではございます。それじゃ、燃料公社の方で燃料自体に対してそれほどの設計なり運転の面から研究が進んでおるか申しますと、必ずしもそうはいきません。検査技術等に関しまして、ただいまやと公社独自で国家的な立場から検査できるような体制を整えつつあるような現状でございます。まして、実際の契約の主体ということになりまして、そういう細部の炉に関連した燃料の設計等が必要になると思ひますので、そういう際には、どうしても原子力発電会社のものがたいていまの段階では交渉に当たるしかたは方法がないのでございます。そこで、その間の両者の調整をどうしたかと申しますと、まだ二番目に申しましたヘッド・オブ・コントラクトは締結しておりませんが、近く設置の許可でもおられますれば締結の運びになるわけでございます。それに際しましては、一条起こしまして、もし所有者がはつきりきまりました場合には、それに応じて原子力発電会社と英国の公社との取りきめた一切の事項はそのまゝ継承するという条項を入れまして、英国側でもまたやはり同じような条件があるようで、聞きますと、英国の公社は、今まで燃料の管理、製造を一手でやっておったわけでございませうけれども、いろいろ国内に議論が起ころいまして、もうほつはつ民間にそういうものをやらしたらいんじゃないかというふうな空気が英国の中にも相対起きているところでございます。従いまして、今後三カ年後に実際契約を結ぶという際には、英国自体がどうなる

かわからない、こういうふうな情勢もありますので、そういう一条を入れるということとはもちろんけつこうだということ、そういう一条を入れて、ただいまの段階では、さつき申しましたような実情から、原子力発電会社がみずから交渉の当事者になり、同時に契約の当事者にもなるけれども、その契約は、ただいまのような条件をつけまして、はつきりした国の所持方式と申しますか、そういう体制等がさつき申しましたように整備してきた場合には、これは事情が違ふことになるので、その場合には、今の閣議の了解事項のようになり、あるいは公社に持たすかもしれない。そういう場合には、そのまゝその条件は引き継ぐぞという条件をつけておるわけでございます。ただ、三年後になって、公社のいろいろな準備態勢が——もちろん進んで参りますが、一方、国際的な情勢等も、先ほど有沢委員からお話がありましたように、変わつて参りました場合には、あるいは公社でなくて、そのまゝ原発が持つた方がよいというふうな事態になるかも知れないと。しかし、それはそのとき的情勢ということにはいたしまして、ただいまの段階では、そういう一条を入れると同時に、公社の方は公社の方で、本来管理し得るような体制、言いかえまして、特に検査等に関しまして、ただいまからみずから力をつけるという体制を並行してやっていく、こういう考えで進んでおります。

○岡委員 今年の春の閣議の了解事項として、このコールダーホール改良型の燃料については公社に取り扱わしめる方針だということがあるのじゃないですか。

○佐々木政府委員 先ほど岡先生がお読みになった了解事項はそうなっておりますので、従いまして、公社に所有さしていくという基本原則は、もちろんその趣旨のままでよろしいかと思ひます。ただ、現実の問題として、公社自体が交渉に当たり得るかといひますと、現実の能力からいひまして、それはできない。そこで、やはり原子力発電会社が交渉に当たつていくということになりまないと、どうともならない。というわけで、原子力発電会社が交渉の当事者になつておる。しかも、所有権の問題に關しましては、実際の本契約を結ぶ際には、公社が自分を持つたか、あるいは、そのときの情勢に応じて原子力発電会社が持つということをはつきりきめなければならぬんけれども、それが所有権を持つたかということは、一応建前上、三年後、四年後になって燃料が入ってくるわけでございまして、ただいまの段階では、原子力発電会社が交渉の当事者ではあるけれども、所有のものではない、きりきまつた際には、契約した内容というものは、それに無条件に引き継ぐぞ、こういう条項を両方に入れてやつておるわけで、と申しますのは、英国側では、今度は日本と逆の条件でありまして、公社を民間に移すかも知れないというわけでございまして、さういふことではないかと申します。

○岡委員 佐々木君はなかなか話術の妙を得たことを言われるけれども、閣議の承たことを言われるけれども、閣議として決定しているのですよ。何も観念的な方針をきめたのじゃない、行政措置として公社に持たしめるぞ、ときめだかというので、君、紺屋の高尾

○岡委員 そうですね、問題だと思ふのですよ。ちゃんと閣議で行政措置として燃料公社に取り扱わしめるということを含めておる。一方では、その公社に何の案内もなく、そういう実体的な交渉は一応やつてしまつておられる。やつてしまつたその上に、安全審査部会にもろもろの申請が出ておるわけですから、それをもとにして安全かどうかというところで、原子力委員会までが決定をしなければならぬことになる。

燃料公社を差し置いて、事前に交渉もなければ、事後に報告もない、そういう形でなされた交渉というものは、法律的に見ても無効だと思ふのです。こういう契約というものは無効だと思ふ。

○佐々木政府委員 政府できめました事項は、何も原子燃料公社の所有というふうにはつきりしているわけではありませんが、先ほど申しましたように、国または原子燃料公社等の公法人の所有とするというふうな文面になっておることをきめておいたわけでも何でもないのです。ただ、そういうふうになるかも知れぬということは予想しておるわけですから、そこで、ただいまの段階では、実際に英国の公社とその原子燃料の細部にわたつての交渉をするのは、原子炉そのものの設計、安全性との関連等においてだれが一番妥当かと申しますと、何と申しましても、炉の設計あるいは運転等をみずから行なおうとする発電会社が一番いいのではないかと申すわけでありまう。従いまし、ここに交渉させるということとは、今の段階ではやむを得ぬのじやなからうか。ただ、そういう際に、それでは国としてはどうしておくのかと申しますと、これはそういうわけにいきませんので、実際の原子力発電会社の契約事項にしましては、逐次条文等を持ってこさせまして、十分国としても検討し、内容的にも検討を加え、同時にまた、そのものに対する条件も、先ほどのような一項目を加えて、そして所有権のあり方というものが今後明確になって、国が所有するということ場合には国で全部その契約をする、公社

で所有するという場合には公社であるというふうにしておるわけではございまして、ただいまの段階では、まだ契約する前に国がこれを所有するということとは別にきめたもので何でもないと思ふ。英国側でも、ただいまの段階で、所有者はだれかということにきめておられぬでもよろしい、英国に対しては、今は公社であるけれども、将来はわからぬ、ですから、そういう一項をはつきり入れておけば、それで将来の処置としては十分であるというように考へておるのでございします。この点は、私も今までの閣議の了解並びに原子力委員会の決定事項等を英国側にも申し入れまして、英国側でも同じような事情があるということ、そういう一項を入れたまして、ただいま交渉を進めておるという段階であります。

従いまして、まだ所有権を国が持つということをきめなければ私も交渉に入れないとかいうことでないのではありません、その点は、法律的に違反だとか、閣議決定の違反だとかいう問題とは若干異なるのではないかと私は考へております。

○岡委員 それは違うんじゃないかね。三十三年十月十四日の閣議了承事項として、三木国務大臣の御発言は、核燃料物質については、しばらくの間、原則として国または公社の所有とするよう措置する方針である、こうでしよう。ちゃんと公社というものを限定しておるわけですよ。また、国の所有にする、あるいは管理するということになれば、公社しかないわけですよ。公社が管理の権限を代行しているのですから、これは公社に限定しておると私どもは理解する。そうでしょう。

ところが、そのきわめて実体的な成型、加工、安全度、数量、金額など一切の交渉は、行政措置としてきめておられるから、公社に何の案内もなしに——一方で技術的な云々というふうな理由でやられることはいいのです。やられることはいいいし、それは公社に取り扱はしめると閣議できめておる以上、無案内にやるといふ手はないじやないですか。

○佐々木政府委員 先ほど申しましたように、公社または国でありまして、その点は、公社というふうにはつきりきめておるわけではございしません。それは、場合によっては公社の場合もありましよう。国みずからの場合もありましよう。従いまして、ただいまの段階では、国が公社ということはまだきめてないのではありません。しかも、相手方も、国が公社というふうには、所有権が確定にこうなるといふことをきめても、交渉の途中におきましては、要するに、交渉権さえはつきり持ったものであればよろしいといふことで、交渉権は原子力発電会社に与えておるわけでありまうが、実際の、最終的な契約を結ぶというふうな段階になりまうと、そうはいかない。ですから、その場合には、はつきり当事者、従つて、英国との契約に基づくその燃料に対する所有権者がだれであるのかということをきめなければなりません。

安全度なり、数量なり、金額というものをとりきめておる。閣議では、国あるいは公社の所有とする方針をきめておる。だからして、局として、あるいは政府として、この四月にその予備交渉にロンドンへ行った諸君には、その代行する権限を与えてあります。ちゃんと法律的に与えておるのですか。

○佐々木政府委員 ですから、先ほど申しましたように、英国から入れる燃料をだれが所有するということ、まだきめてないわけではございします。ただ、国または燃料公社が原則として持つのが妥当であらう、しかし、将来情勢がかわれば、必ずしもそうでなくともよろしい、こうなっております。従つて、今日ただいまの段階で、その所有者は私である、だれそれであるというふうにはきめなくても交渉はできまう。しかし、実際の所有者は将来変わるかも知れない、交渉権を持ったその人とは変わるかも知れませんが、こういうふうには相手国には通告し、向こうでも、それでよろしいということになっておるわけでありまう。

そこで、それでは交渉権はだれに与えたかと申しますと、これは、原子力発電会社の方から伺いにしまして、通産省と私の方で相談いたしまして、両省から、交渉権を原子力発電会社に与えております。ただ、原子力発電会社単独では、岡先生のただいまのお説のように、国が所有するといふような原則もありまうから、単独にやらしておくといいわけにはいかぬといふことで、御承知のように島村次長をその交渉にはつけてやりまして自後も交渉の過程においては常に政府と連絡させま

してやつております。ただ、その際、なぜそれでは公社を入れないのかという問題にしましては、先ほどから申しましたように、必ずしも公社ときめたわけではございせんので、ただいまの段階では、一応国が主体になつて、実際の交渉は、この種のことにも詳しい原子力発電会社に交渉権を与えまして、そこで交渉をやつておる、こういう格好になっております。

○岡委員 しかし、あなたが百万べん言われたところで、問題は、国または公社の所有とするよう措置する方針である、こう行政措置として閣議が了承した。してみれば、この際、代行する機関とすれば、管理権は公社でしよう。だから公社がやる——国がやつてもいいですよ。ならば、予備交渉といふけれども、全く実体的なとりきめをやつておられるような交渉については、お伺いを立てたからよろしかろうという、そういうものではないと思ふのだ。やはり、きちんとして、国または公社を代行する者が授權されていかなければ正規な交渉といふことは言えないのじやないですか。正規な取りきめというわけにはいかないと私は思ふ。お伺いを立てられたからよろしかろう、燃料公社にはその力もないからよろしかろうなどという便宜的なことで、こういう重大なことを取り扱われる。これは私は、技術庁としても大きな行政上の責任があると思ふ。そういうやり方をやつていいのですか。

○佐々木政府委員 閣議了解をとりました事項にもとつては、その通り実施してはいるわけでありまう。ただ、しかれば、交渉するに国自体が交渉しなければなら

らぬかというところではない。そこで、国または公社が所有するというところになっているから、国あるいは公社みずからが交渉するのがあるいは至当かもしれないけれども、現段階においては、先ほど申しましたように、実際の設計あるいは運営等は原子力発電公社の細部の交渉をした人でないといわれないから、三千メガワットがどうかというような燃料の消費あるいはその保証問題——どの程度まで保証するのかという問題にしましては、技術的に非常に高度な問題でありますから、そういう問題は、どこまでも原子力発電公社が交渉したいというので——もちろん、英国側も、だがが一体交渉に当たり、その所有等はどうかというところは再三念を押しています。そこで、閣議の了解はこうなっています。従って、所有の問題にしましては、ただいまの段階では閣議了解通りです。しかし、政府あるいは公社が交渉に当たるかと申しますと、これはその炉を使用する原子力発電公社がみずから交渉に当たる方が一番実情に即して間違いないであろうというので、原子力発電公社としてやる、相手方も、それでけっこうでございますというところで交渉を進めておるのでございまして、私は、別に閣議了解事項にもとっておくというふうには考えないわけでありませう。

○岡委員 ですから、実際問題としてはそのように取り扱われるということはどういう言のじやない。だが、国または公社の所有とするという方針を閣議が了承しておると、やはり国あるいは公社を代行する権限を持ったものでなければ、予備交渉といえども当た

るべきでないと思ふ。お伺いを立てた、よろしからうというようなこと、局長の印鑑だけではいくまいと思ふ。やはり国あるいは公社を代行する権限を付与されて、初めてこれは申請書に書かれる。あと問題がなければ、ほとんどあのままのものでこの炉が入ってくるわけですね。そういう成型から、加工から、金額から、数量から、安全度に関して、あるいはバーン・アップに関して実体的な取りきめをさせるならば、国あるいは公社を代行する者が行くべきだ。だから、国または公社を代行する権限を与えなければ、この交渉はできないと思ふ。これは民法の学者に聞いてみると、やはりそう言っておる。だから、その契約は無効だとさえないと言っておる。ただお伺いを立てたからよろしからうでは済むまいと思ふ。これは非常に重大な問題なのですが、中曾根委員長は居眠りをしているから、有澤先生にお伺いしたいと思ふ。

○中曾根国務大臣 いや、聞いています。お答えいたします。燃料公社の役割でございますが、やはり、これからの技術の進歩とか、それから燃料公社が日本の国内での程度の仕事を引き受ける能力が出てくるとか——当面は試掘あるいは資源の探査に非常に力を入れております。そういう面も考えてみて、将来は考えなければならぬと思ひます。現在国または公社という弾力的な文章になっておまして、国家が原発あるいは燃料公社等をにらんで、国家が中核体になってイギリス側との交渉もいろいろ監督したりしている状態で、今決定的に右の通路へ行けとか、左の通路へ行

けとか、交通巡査が差配してしまふ段階ではまだないように思ふのです。従いまして、この炉の建設の状況、イギリス側の状況の変化等も考えまして、将来考えていくべき問題であると思ひております。

○岡委員 そのままの話は、さっきからしておるわけですね。その後のことをさっきから僕も繰り返して申し上げていくけれども、不幸にして委員長は居眠りしておられたものだから、私は有澤さんにお聞きしたわけなんです。こういう取り扱いは、私は法律の専門家がございませうけれども、聞いてみると、きわめて違法だ、ああいう契約は訴訟にすれば無効になり得る性質のものだと極言している人もいます。原子力の外国との折衝の中で、国家がそういう大きなあやまちを犯すようなことが今後もあるとはならない。そういう点、先ほどから私が繰り返してお尋ねしておる点について、どういうふうなものでしょうか、率直な御見解をお示し願ひたい。

○有澤説明員 法律上の契約の問題は私よくわかりませんけれども、この燃料につきましてほんとうの契約ができたのは、やはり三年後ぐらいに本契約ができるかと思ひます。それまではレター・オブ・インテントにしましても、いずれも予備段階の交渉のもので、交渉が一步步固まってくるので、交渉が一段落するのです。ですから、その過程だと思ふのです。ですから、国または燃料公社の所有とするというこの問題がいよいよ現実の問題になりますのは、その本契約が結ばれたときであらうというふうな考えでおります。それまでは予備交渉を、これは国がやる、あるいは公社がやるのが正常

なやり方だと思ひますが、しかし、今、佐々木局長がお話し申し上げましたように、これにはいろいろな技術的な問題点もたくさんありますので、そういう点で直接交渉に当たらせるのは原子力発電公社、それを十分監督もします、また、いろいろな指示もしていきたいと思います。私たちがそれをやっておるつもりであります。お説の通り、燃料公社の方には連絡が十分ついているとは言えませんが、今の段階では、この問題はやはり国がやっていた方がいいんじゃないか、こういうふうには実は考えてやっております。今、法律的に言ひまして契約が無効になるかどうかというところは、私もよくわかりませんが、しかし、正式の契約が本式の効力を持った契約になるはずでございますから、そのときには、今までの閣議了解が続いておる限りは、お説の通りの処置をとらなければならぬんじゃないか、こういうふうな考えでおります。

○岡委員 私が申し上げておることは、一応閣議で、この所有が国または公社である、こういう了承がされておるわけですね。そうしてみれば、予備交渉の段階であらうとも、その交渉に当たられる方は国または公社の権限を代行するものである。してみれば、代行するものとしての正規な手続がとられなければならない。ところが、それがとられておらない。言いくいことですが、原子力委員会は、やはり総理府に付置される委員会として売春対策審議会なんかと同列になつておることを私はいつも憤慨して、ここで申し上げておる。売春防止法がさるであるように、こういう大きなさる、穴を残して

おるようなことは、私は、日本の将来の原子力政策のためにきわめて不明朗である、こういう点は、びしっとけじめをつけなければいけないということを申し上げておるわけですね。これは委員長、私は将来のこともありますので、やはり、一つこの方面の専門の法律的な意見をぜひ委員会としても聞いていただきたい、そうして、今後そういうことのないように、きちっと折り目を正しくして原子力政策を進めていく、こういう点は委員会としても大きな関心事でありますので、この際、ぜひ一つそういう点を聞く機会を作つていただくようお願いいたします。

○村瀬委員長 この点につきましては、理事事に諮つて善処したいと思ひます。

○中曾根国務大臣 原子力委員会は、設置法に基づきまして審議決定するという権限があるのであります。売春対策審議会は、多分あれは諮問機関だったと思ひますが、あれとは性格が異なつております。従いまして、同列に扱わないように願ひます。

○村瀬委員長 他に御質疑がなければ、参考人に対する質疑はこの程度にとどめます。

高橋参考人には、御多用中まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入る順序であります。別段討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村瀬委員長 起立総員。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

本案につきまして岡良一君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者よりその趣旨説明を求めます。岡良一君。

○岡委員 附帯決議の主文を朗読いたします。

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、わが国における原子力の研究、開発を進めるにあたっては、国際原子力機関を通じて、必要とする情報、燃料等入手するようにつとめ、機関の権威と機能をたかめるべきである。

このようにして国際原子力機関の強化に伴い、現行の双務的諸協定は国際機関との協定に移しかえるよう努力することを要望する。

右決議する。

昭和三十四年十一月十九日

その理由は、この本文の通りでありますので省略させていただきます。どうか委員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○村瀬委員長 以上をもって趣旨説明は終わりました。

これより採決を行ないます。

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村瀬委員長 起立総員。よって、本

案は附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議に対する政府の所信を求めます。中曾根国務大臣。

○中曾根国務大臣 御決議の御趣旨を体しまして、努力いたしたいと存じます。

○村瀬委員長 ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○村瀬委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、地震予知等に関する件につきまして、来たる二十七日の本委員会において地震学会会員宮本貞夫君及び東京大学教授松沢武雄を参考人とし、意見を聴取いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村瀬委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

〔参照〕

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案（内閣提出第二八号）に関する報告書〔別冊附録に掲載〕